

第34号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年足立区条例第
1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、旅行雑費及び宿泊料の5種」を「航空賃、そ
の他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種」に
改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

足立区職員の旅費に関する条例の改正に伴い、規定を整備する必要が
あるので、この条例案を提出いたします。